



平成 27 年 1 月 8 日

各 位

会 社 名 日本プラスト株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 須藤 亘
(コード番号 7291 東証第二部)
問 合 せ 先 管理本部長兼総務部長 大村 貴史
電 話 番 号 0544-58-6830

自己株式の処分及び株式売出し並びに主要株主の異動に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 1 月 8 日開催の取締役会において、自己株式の処分及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。また、当該自己株式の処分及び当社株式の売出しにより、主要株主の異動が見込まれますので併せてお知らせいたします。

【本自己株式の処分の目的】

当社グループは、創業当初より培って参りました「樹脂技術」や事業領域拡大の中で育んだハンドルやエアバッグ等の「安全技術」に対する知見や経験を活かし「人と地球の未来を見つめ、安全で、人と環境に優しい部品造り」の実現に邁進して参りました。

現在スローガンとして“変革”というキーワードを掲げ、当社グループの一人一人が、知識・技術を向上させ、知恵をだし、いままでの常識にとらわれない新しい発想で、ものづくりの革新にチャレンジし続けており、お客様ニーズを先取りした提案型企業としての事業展開に努めております。

また、当社は自動車部品メーカーとしては希少な、内外装樹脂事業(プラスチック)と安全事業(ハンドル・エアバッグ)を経営の両輪とする企業として、開発・設計から金型・設備手配、部品生産までを一貫して行い、高品質で競争力のある商品をグローバルに展開させて戴いており、日系自動車メーカー様を中心に高いご評価を戴いております。

近年の自動車業界の流れと致しまして、成長著しい新興国市場に対応した低価格・軽量化の追求、回復・拡大基調に入った北米を中心とした先進国市場に対応した高品質・高機能・高意匠性の追求といったニーズの2極化が進んでおります。

また、当社のお客様におかれては、各国の市場動向、需要地と生産地のバランス等を考慮し、海外での現地生産を拡大するとともに、各仕向地ニーズに適合した車両開発のための開発機能の現地化も加速されております。

それらの環境変化に対し、当社グループも北米・中国・アジアの各拠点における生産能力の拡大を図ると共に、開発拠点も既存の日本・米国に加え、中国・タイにテクニカルセンターを設立し、変動するお客様のニーズに、柔軟、迅速かつ円滑に対応すべく体制強化を図っております。

一方日本におきましては、従来の国内のお客様対応に加え、本社・テクニカルセンター及び国内工場を、海外生産・開発拠点を全面支援するマザー拠点と位置付け、技術の進化・改革のための積極的投資を進めて参る方針であります。

具体的には、品質向上と低価格化の追求を目的とした高効率自動化ラインの開発、軽量化・高速

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出し並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

化等の高度な成形技術を実現する革新的金型の開発、お客様ニーズに対応した新加飾技術の開発等の「生産技術領域への投資」と、将来の安全法規動向を見据えた最新試験設備の導入、開発の効率化・期間短縮・解析機能強化を目的とした最新鋭 CAD システムの更新・最新 3D プリンタ導入・解析システムの増強、新素材による新たな付加価値創造のための研究設備導入、全開発拠点を一元管理するグローバル開発ネットワークシステムの整備等、「開発領域への投資」を推進して参る考えです。

今回の自己株式処分による調達資金は、こうした“変革”に向けた技術革新のための積極的な設備投資に充当すると同時に、事業環境変化へ柔軟に対応できる経営体質造りのための自己資本の適正化を図ることを目的とし、更なる発展を目指して参ります。

記

．自己株式の処分及び当社株式の売出し

1. 公募による自己株式の処分（一般募集）

- | | |
|---|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 3,500,000 株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、平成 27 年 1 月 19 日(月)から平成 27 年 1 月 22 日(木)までの間のいずれかの日（以下「処分価格等決定日」という。）に決定する。 |
| (3) 募集方法 | 一般募集とし、みずほ証券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における処分価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、処分価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で、処分価格等決定日に決定する。 |
| (4) 引受人の対価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における処分価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。 |
| (5) 申込期間 | 処分価格等決定日の翌営業日から処分価格等決定日の 2 営業日後の日まで。 |
| (6) 払込期日 | 平成 27 年 1 月 26 日(月)から平成 27 年 1 月 29 日(木)までの間のいずれかの日。ただし、処分価格等決定日の 5 営業日後の日とする。 |
| (7) 申込株数単位 | 100 株 |
| (8) 払込金額、その他一般募集に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長須藤 亘に一任する。 | |
| (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 | |

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出し並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考> 1. をご参照）

- (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 525,000 株
なお、上記売出株式数は上限を示したものである。一般募集の需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、当該需要状況を勘案の上、処分価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 みずほ証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（処分価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における処分価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集の需要状況を勘案した上で、みずほ証券株式会社が当社株主から 525,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 須藤 亘に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (10) 一般募集が中止となる場合は、オーバーアロットメントによる売出しも中止する。

3. 第三者割当による自己株式の処分（後記<ご参考> 1. をご参照）

- (1) 募 集 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 525,000 株
- (2) 払 込 金 額 の 決 定 方 法 処分価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 割 当 先 みずほ証券株式会社
- (4) 申込期間（申込期日） 平成 27 年 2 月 23 日(月)
- (5) 払 込 期 日 平成 27 年 2 月 24 日(火)
- (6) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (7) 上記(4)記載の申込期間内に申込みのない株式については、処分を打切るものとする。
- (8) 払込金額、その他第三者割当による自己株式の処分に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 須藤 亘に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (10) 一般募集が中止となる場合は、第三者割当による自己株式の処分も中止する。

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出し並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による自己株式の処分（一般募集）」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から525,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）であります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、525,000株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還に必要な株式をみずほ証券株式会社に取得させるために、当社は平成27年1月8日（木）開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式525,000株の第三者割当による自己株式の処分（以下「本件第三者割当自己株式処分」という。）を、平成27年2月24日（火）を払込期日として行うことを決議しております。

また、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成27年2月17日（火）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株式会社は、当該オーバーアロットメントによる売出しからの手取金を原資として、本件第三者割当自己株式処分に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当自己株式処分における処分株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当自己株式処分における最終的な処分株式数とその限度で減少し、又は処分そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については処分価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、みずほ証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがってこの場合には、みずほ証券株式会社は本件第三者割当自己株式処分に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当自己株式処分における自己株式処分は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

2. 今回の自己株式の処分による自己株式の推移

(1) 現在の自己株式数 6,982,658株（平成27年1月8日現在）

(2) 一般募集による処分株式数 3,500,000株

(3) 一般募集後の自己株式数 3,482,658株

(4) 本件第三者割当自己株式処分株式数 525,000株（注）

(5) 第三者割当後の自己株式数 2,957,658株（注）

（注）前記「3. 第三者割当による自己株式の処分」の募集株式数の全株に対し、みずほ証券株式会社から申込みがあり、処分がなされた場合の数字です。

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出し並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集及び第三者割当による自己株式の処分による手取概算額合計上限 5,093,115,000 円については、平成 27 年 12 月末までに 1,646 百万円をテクニカルセンターにおける安全部品試験研究設備や新規受注車種対応等の設備投資、842 百万円を伊勢崎工場における射出成型機等の設備投資、123 百万円を富士工場における射出成型機等の設備投資、13 百万円を九州工場における射出成型機付帯設備等の設備投資に充当する予定であります。また、平成 27 年 3 月末までに 580 百万円を当社の設備投資資金として調達した短期借入金の返済、1,889 百万円を平成 25 年 8 月 6 日に取得した自己株式の買付資金として調達した短期借入金の返済に充当し、残額が生じた場合、その他の短期借入金の返済に充当する予定であります。

なお、当社グループの主な設備投資計画については、平成 27 年 1 月 8 日現在(ただし、投資予定金額の既支払額については平成 26 年 11 月 30 日現在)以下のとおりとなっております。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定額(百万円)		資金調達方法	着手 年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
				総額	既支払額				
当社	富士工場 (静岡県富士宮市)	日本	安全部品及び樹脂部品の生産設備	216	93	借入金及び自己株式処分資金	平成26年4月	平成27年7月	(注)
	伊勢崎工場 (群馬県伊勢崎市)		安全部品及び樹脂部品の生産設備	1,165	323	借入金及び自己株式処分資金	平成26年4月	平成27年12月	(注)
	九州工場 (福岡県築上郡)		安全部品及び樹脂部品の生産設備	48	35	借入金及び自己株式処分資金	平成26年4月	平成27年3月	(注)
	テクニカルセンター (静岡県富士宮市)		安全部品及び樹脂部品の試験研究用設備	1,775	129	借入金及び自己株式処分資金	平成26年4月	平成27年10月	(注)
武漢富拉司特汽车零部件有限公司	本社・工場 (中国湖北省)	中国	安全部品及び樹脂部品の生産設備	1,678	840	借入金及び自己資金	平成26年1月	平成27年12月	(注)
中山富拉司特工業有限公司	本社・工場 (中国広東省)	中国	安全部品及び樹脂部品の生産設備	1,496	793	自己資金	平成26年1月	平成27年12月	(注)
ニホンプラスチックタイランド	本社・工場 (タイ王国ラヨーン県)	東南アジア	安全部品及び樹脂部品の生産設備	922	488	借入金及び自己資金	平成26年1月	平成26年12月	(注)
ニートン・オート・プロダクツ	本社・工場 (米国オハイオ州)	北米	安全部品及び樹脂部品の生産設備	921		借入金	平成27年1月	平成27年12月	(注)
合計				8,221	2,701				

(注) 新機種対応及び合理化の設備です。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の調達資金による当期業績予想への影響は軽微ですが、上記「(1) 今回の調達資金の使途」に記載の使途に充当することによって、一層の事業強化、収益向上及び財務基盤の強化を図れることから、当社の企業価値を最大化させることにつながるものと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は将来の事業展望と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つとして認識し、収益の向上に努めるとともに、業績及び配当性向等を総合的に勘案して安定的な配当を継続して行うことを基本方針としております。

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出し並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記「(1)利益配分に関する基本方針」に記載のとおりであります。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、財務体質強化とコスト競争力を高めるため有効投資して参りたいと思います。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
1株当たり連結当期純利益又は 1株当たり連結当期純損失()	121.41円	220.54円	75.66円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	9.00円 (4.50円)	7.50円 (4.50円)	9.50円 (4.50円)
実績連結配当性向	7.4%	- %	12.6%
自己資本連結当期純利益率	11.3%	21.1%	6.5%
連結純資産配当率	0.8%	0.7%	0.8%

(注) 1. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。なお、平成25年3月期は、連結当期純損失を計上しているため、実績連結配当性向は記載しておりません。

2. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益又は連結当期純損失を自己資本(連結貸借対照表上の純資産合計から少数株主持分を控除した額で期首と期末の平均)で除した数値です。

3. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産額(期首と期末の平均)で除した数値です。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
始 値	706円	689円	519円	638円
高 値	736円	710円	828円	1,735円
安 値	525円	386円	485円	570円
終 値	688円	523円	636円	1,230円
株価収益率	5.67倍	- 倍	8.41倍	

(注) 1. 平成27年3月期の株価については、平成27年1月7日(水)現在で表示しております。

2. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり連結当期純利益金額で除した数値であります。なお、平成25年3月期は、連結当期純損失を計上しているため、株価収益率は記載しておりません。

過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等該当事項はありません。

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出し並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(4) ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主である広瀬 信は、みずほ証券株式会社に対し、処分価格等決定日に始まり、一般募集の受渡り日から起算して 180 日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社はみずほ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利又は義務を有する有価証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当自己株式処分、株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で、当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

．主要株主の異動

1．異動が生じる経緯

平成 27 年 1 月 8 日開催の当社取締役会において決議した前記「 ．自己株式の処分及び当社株式の売出し」に記載の公募による自己株式の処分（一般募集）に伴い、総株主の議決権の数が増加するため、当社筆頭株主である広瀬 信及び東京中小企業投資育成株式会社が主要株主でなくなることが見込まれるものであります。

2．異動する株主の概要

(1) 広瀬 信

住 所 静岡県富士市
当 社 と の 関 係 代表取締役会長

(2) 東京中小企業投資育成株式会社

所 在 地 東京都渋谷区渋谷三丁目 29 番 22 号
代表者の役職・氏名 代表取締役社長 望月 晴文
事 業 内 容 中小企業の育成・投資事業
資 本 金 66 億 7,340 万円

3．異動前後における当該株主の所有する議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合

(1) 広瀬 信

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の数 に対する割合	大株主順位
異動前 (平成 26 年 9 月 30 日現在)	15,280 個 (1,528,000 株)	12.43%	第 1 位
異動後	15,280 個 (1,528,000 株)	9.67%	第 1 位

(2) 東京中小企業投資育成株式会社

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の数 に対する割合	大株主順位
異動前 (平成 26 年 9 月 30 日現在)	14,290 個 (1,429,000 株)	11.62%	第 2 位
異動後	14,290 個 (1,429,000 株)	9.05%	第 2 位

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出し並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目録見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(注) 1. 異動前の総株主の議決権の数に対する割合は、平成 26 年 9 月 30 日現在の総株主の議決権の数 122,935 個に基づき算出しております。

平成 26 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数 19,410,000 株

議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数 7,116,500 株

(平成 26 年 9 月 30 日現在の自己株式数 6,982,400 株、相互保有株式数 128,500 株、
单元未満株式数 5,600 株の合計)

2. 異動後の総株主の議決権の数に対する割合は、平成 26 年 9 月 30 日現在の総株主の議決権の数 122,935 個に今回の公募による自己株式の処分による増加議決権個数 35,000 個を加算した総株主の議決権の数 157,935 個を基準に算出しております。

4. 異動予定年月日

前記「 . 自己株式の処分及び当社株式の売出し 1. 公募による自己株式の処分(一般募集)」
に記載の払込期日

5. 今後の見通し

今回の主要株主の異動による業績への影響はありません。

以 上

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出し並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。